

職務経験に関する Q&A

Q1: 職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。

A1: 下表のとおりです。

区分	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
土木	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や橋梁、上下水道管の設置・改修工事、河川改修、その他土木構造物の築造・改修工事についての設計 ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援を含む。） ○土木に係る計画の策定や実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽土質調査 ▽測量 ▽CAD業務 ▽造園の植栽工事 ▽建築物の工事等 ▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等
建築	<ul style="list-style-type: none"> ○木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の設計（構造設計を含む。） ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援や構造に関する工事監理業務を含む。） ○建築基準法に基づく建築主事及び指定確認検査機関における建築確認・検査（構造検査を含む。） ○市街地再開発事業や区画整理事業等の都市計画関連業務（建築物の整備や補償等に係る業務に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽一の建築物についての部分的な下請工事等 ▽CAD業務 ▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等
電気	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（戸建て住宅等の小規模なものを除く。）やプラント系施設（エネルギー、ごみ処理、上下水道等）、インフラ系施設（電話、電力、道路等）における電気／機械設備設置工事の設計又は施工管理（現場での管理・監督） ○電気／機械設備の運転・監視、電気／機械設備全体の保守・点検・維持管理（清掃等の部分的な維持管理を除く。）等 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽製造業における電気／機械・電子製品の研究・開発・設計・加工・組立て・製品検査 ▽電気／機械設備にかかる情報システム開発・ソフト開発 ▽CAD業務 ▽電気／機械設備の営業・販売等 ▽製造業における製造電気／機械設備の運転・操作 ▽自動車・鉄道・船舶等の運転 ▽警備員としてのシステムの監視等
機械		
造園	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や緑地、街路樹その他造園工事についての設計 ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援を含む。） ○公園や緑地、街路樹その他造園に係る計画の策定や実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽土質調査 ▽測量 ▽CAD業務 ▽舗装、上下水道の土木工事 ▽建築物の工事等 ▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等

区分	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
行政 (ICT)	○ICTを活用した業務の改善・転換に係る企画立案、プロジェクトへの参画 ○ICTを活用した製品やサービスのディレクション・総合的なデザイン設計構築 ○情報システム・ネットワークの開発・運用・保守、システム提案	▽既存の情報システムの操作等のユーザーサポート ▽システムの販売・営業（自ら構築に関わる場合は除く。） ▽ハードウェアの設置・設定・保守・修理 ▽イラスト・ロゴの製作
行政 (福祉)	○社会福祉事業を行う団体等 ^(※1) での相談援助 ^(※2) ○上記に従事する者への助言・指導 ○上記相談援助に係る支援計画の策定等	▽※1以外での相談援助 ▽相談援助に携わっていない直接介護・看護・保育に従事する者（※1での勤務を含む。） ▽福祉機器の販売や企画等 ▽医療事務等

※1 社会福祉事業を行う団体等とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、社会福祉協議会は含みますが、有料老人ホームは含みません。）や相談援助（※2）の業務を行う医療機関、行政機関等の公的団体、学校、NPO法人等の施設。

※2 相談援助とは、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと。

<具体例>

- ・※1に掲げる施設でのケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員の業務
- ・学校現場などでの学校や日常生活上での課題解決を要する児童等・家庭及びその環境への支援等の業務

Q2: 職務経験の必要年数に通算できるのは、どのような場合ですか。

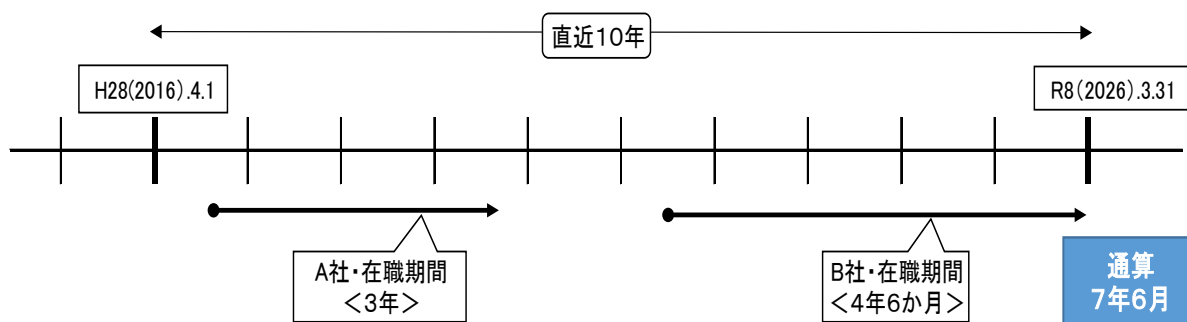
A2: 必要年数を満たすケース、必要年数を満たさないケースの例を挙げると、次のとおりです。

【例1】必要年数を満たすケース（行政（一般）の例）

直近10年中、A社で在職期間が3年、B社で在職期間が4年6か月あった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

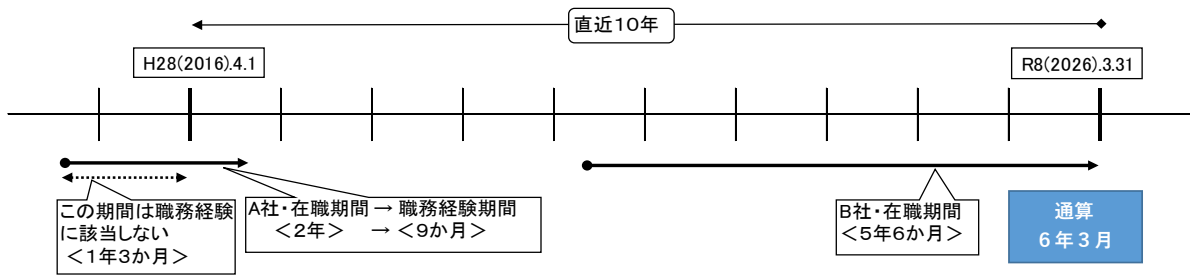
※ただし、勤務時間が週あたり27時間未満の期間や、1か月以上の休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間があれば、職務経験の期間から除きます。

※なお、勤続1年未満の職務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。



【例2】必要年数を満たさないケース（行政（一般）の例）

直近10年中、A社で在職期間が9か月、B社で在職期間が5年6か月あった場合、直近10年中の職務経験は、6年3か月となり、「7年以上」の要件を満たさないことになります。

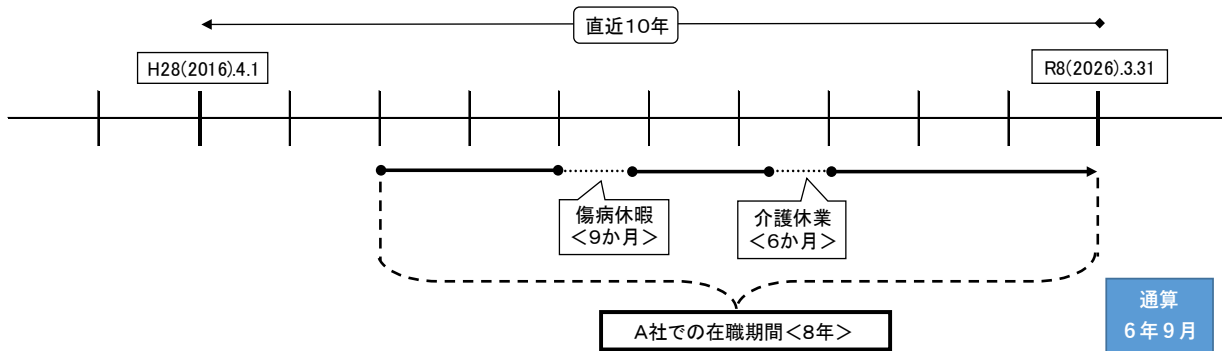


Q3: 職務経験から除かれる期間にはどのようなものがありますか。

A3: 週あたりの勤務時間が27時間未満である期間や、勤続1年未満である職務期間のほか、休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験の期間から除きます。

※ただし、産前産後休暇期間は職務経験の期間に含めることができます。

※当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます。



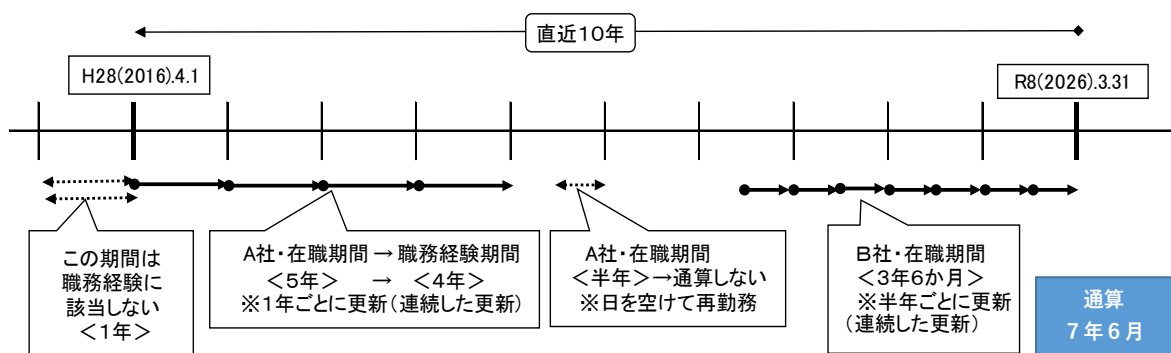
Q4: 契約社員や派遣社員の期間は、職務経験期間に通算できますか。

A4: 契約先や派遣先として同じ企業等に継続して週あたり27時間以上で1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。

【例1】通算できるケース（行政（一般）の例）

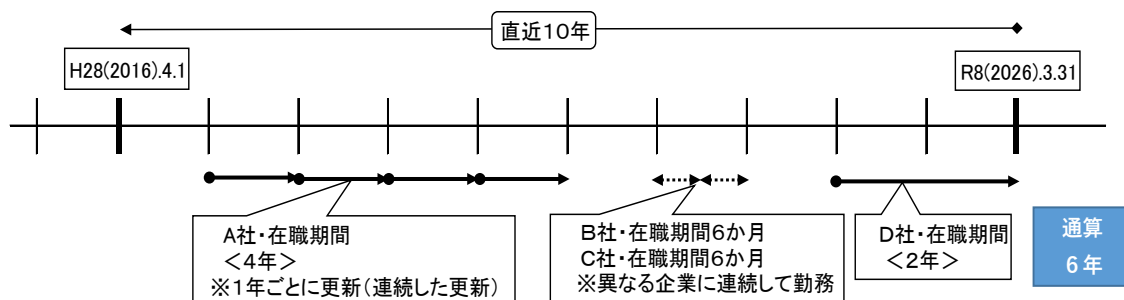
同じ企業等に継続して勤務した期間のみを職務経験期間として通算できますので、直近10年中、A社での在職期間合計4年（1年ごとの契約更新）と、B社での在職期間合計3年6か月（半年ごとの契約更新）を通算でき、7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

※2回目のA社での勤務は1回目のA社の勤務と期間が継続していないため、勤続1年未満の職務経験となり、職務経験の期間として通算できません。



【例2】通算できないケース（行政（一般）区分の例）

同じ企業等に継続して勤務した期間のみを職務経験期間として通算できますので、A社の4年とD社の2年は通算できますが、B社・C社での勤務期間については、同じ企業でないため、期間が連続していても、それぞれの勤務期間が1年未満の場合は通算できません。この場合、合計6年で「7年以上」の要件を満たさないことになります。



Q5: 同じ企業等で雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の職務経験期間の取扱いはどうなりますか。

A 5: 週あたり27時間以上の勤務であって、同じ企業等に1年以上継続して勤務していれば、通算できます。

Q6: 出向先で勤務した期間は、出向元の期間に通算できますか。

A 6: 職歴証明書により、元会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合で、勤続1年未満の場合は通算できません。

Q7: 会社名が変更(合併等も含む)になったが、継続して通算できますか。

A 7: 会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。

Q8: 受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。

A 8: 受験資格を満たしていれば受験は可能です。

最終合格後に職歴の確認のために、勤務先からの職歴証明書を提出していただきますが、会社の倒産で証明書が提出できない場合は、客観的に証明ができる書類として、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書などを提出していただきますので、必ず人事委員会事務局に問い合わせてください。

Q9: 採用後は、どのように配属先が決定されますか。

A 9: 配属先は、社会人としてこれまで培ってきた知識や職務経験を考慮しながら決定されます。